

## 税制上優遇措置

区分	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法	地域未来投資促進法
対象地域	原子力発電施設等立地地域 ※小浜市内全域を含む	同意基本計画で定める促進区域 ※小浜市内全域を含む
市 税	課税免除 または 不均一課税	課税免除 ○市固定資産税（3年間）
	要件 対象業種	製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業 ※製造業以外は、新增設に伴う増加従業者 15人超を要する。
	取得価格	減価償却資産 2,700万円超
	適用期間	令和13年3月31日（失効）
県 税	課税免除 または 不均一課税	課税免除 ○不動産取得税 ○県固定資産税（3年間）
	要件 対象業種	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、 卸売業 ※製造業以外は、新增設に伴う増加従業者 15人超を要する。
	取得価格	減価償却資産 2,700万円超
		土地・建物等 1億円超 (農林漁業関連業種は5,000万円超)

- ※ 市固定資産税の課税免除等は、工場用の建物等とその敷地としての土地（土地については、土地取得後1年以内に工場用建物の建設に着手した場合の敷地）で、直接対象事業の用に供する部分が対象になります。
- ※ 地域未来投資促進法に基づく優遇制度を受けるためには、事前に県の計画承認と国の確認が必要です。計画承認を希望される場合は、必ず建設着手前に福井県産業政策課または小浜市商工観光課までご相談ください。

税制上優遇措置に関する詳しい内容や手続きについては、下記にお問い合わせください。

<お問合せ先> ◆市税

小浜市役所 総務部 税務課

TEL. 0770-64-6004 e-mail: zeimu@city.obama.lg.jp

◆県税等

福井県総務部 税務課

TEL. 0776-20-0257 e-mail: zeimuka@pref.fukui.lg.jp

または、

嶺南振興局 税務部

TEL. 0770-56-2223 e-mail: re-zei@pref.fukui.lg.jp